

## 議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和5年12月18日（月）

午後3時15分 開会

午後4時17分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（9名）

|     |         |
|-----|---------|
| 委員長 | 宮 城 克   |
| 委員  | 山 城 康 弘 |
| 委員  | 上 里 広 幸 |
| 委員  | 平安座 武 志 |
| 委員  | 岸 本 一 徳 |

|      |         |
|------|---------|
| 副委員長 | 我如古 盛英  |
| 委員   | 知 念 秀 明 |
| 委員   | 石 川 慶   |
| 委員   | 宮 城 優   |
| 委員   | -       |

|     |       |
|-----|-------|
| 議 長 | 呉 屋 等 |
|-----|-------|

○ 欠席委員（1名）

|    |       |
|----|-------|
| 委員 | 桃 原 功 |
|----|-------|

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（4名）

|      |         |
|------|---------|
| 企画部長 | 坂 場 純 平 |
| 財政課長 | 比 嘉 隼 也 |

|        |         |
|--------|---------|
| 企画部次長  | 伊 佐 真   |
| 産業政策課長 | 宮 城 恵 美 |

○ 議会事務局職員出席者（4名）

|        |         |
|--------|---------|
| 局 長    | 川 上 一 徳 |
| 議事担当主幹 | 平 田 駒 子 |

|      |         |
|------|---------|
| 次 長  | 仲 村 厚 子 |
| 議事係長 | 大 城 拓 也 |

○ 協議案件

1. 追加議案（議案第88号）について

2. その他

①一般質問通告項目の変更について

②議員提案の意見書提出について

③議場への持ち込みについて（タブレット・PC、ひざ掛け）

## 議会運営委員会（要旨）

令和 5 年 12 月 18 日（月）

○宮城克 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 3 時 15 分）

---

### 【協議事項】

#### 追加議案（議案第 88 号）について

○宮城克 委員長 本件について提案の担当部署へ説明させたいがよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 それでは、説明願いたい。

（企画部長より、議案について説明する）

○宮城克 委員長 ただいまの説明について、質疑があれば挙手にてお願いしたい。

○上里広幸 委員 以前受けた説明から、変更点はあるか。

○企画部長 変更はない。

○岸本一徳 委員 国で成立された日付から考えると上程されるのがぎりぎりであるが、最終日表決ではなく、中間表決の努力はしたのか。

○企画部長 11 月 29 日段階で、通知内容に疑義があり県を通じ国へ多くの確認作業を行った。他市の状況等含めどういう対応を取るか調べながら進め、中間表決には間に合わないスケジュールであった。

○知念秀明 委員 中小・小規模事業者等エネルギー価格高騰対策支援事業について、法人 5 万円、個人 3 万円の金額設定理由を伺う。個人の方が厳しいという声にどう説明するか。

○産業政策課長 市商工会から要望があり、その案のとおりである。

○知念秀明 委員 その案に対し、商工会に理由を確認しなかったのか。

○産業政策課長 市商工会へ確認はしていないが、担当課として交付金の枠内で一律とする案も検討した。個人を 5 万円とした場合、支出額のハードルも上がる懸念もあり、差はあるが 3 万円の支出が確認できれば助成金を交付する流れとしたい。

○知念秀明 委員 理解するようにしたい。

○平安座武志 委員 今回は、国が 11 月 29 日に補正後、時間がないため最終日の上程となったことは理解するが委員会付託がされないため、今後はしっかりとした議論ができるよう考えていただきたい。

○宮城克 委員長 ほかに質疑がなければ、質疑を終わり執行部は退室願いたい。

（執行部、退室する）

○宮城克 委員長 それでは、委員会付託についてを議題とする。本件は委員会付託を

省略して進めてよいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 上程日は、定例会最終日 12 月 22 日に提案説明、質疑、討論、表決を行うことでよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 そのように決定した。

### 【協議結果】

本件は、12 月 22 日に上程することに決定する。

---

### 【協議事項】

その他（一般質問通告項目の変更について）

○宮城克 委員長 本件について、議会事務局長より説明させたい。

○議会事務局 去る 14 日（木）座間味議員の一般質問冒頭で、通告内容が「一時保育」とあるものを「延長保育」に変更し質問を行う旨発言があった。質問終了後、一部の議員より疑義の声があった。

また、別の議員の一般質問通告の文言について、執行部より、県道の路線番号の誤りの指摘があった。これについて、文献等によると通告項目の変更等は法令等の定めはなく、議会運営委員会の協議を踏まえ議長の判断により許可するとされていた。ついては、事務局としては、軽易な変更と判断し議長へ確認の上、正しい路線番号で質問を行うこととした。

今後の対応として、通告内容に変更が生じた場合、すべて議運で協議し議長判断とするか、もしくは、軽易なものは議長判断、それ以外を議運の判断とするのか、確認をお願いしたい。

○宮城克 委員長 ただ今の説明について質疑があれば伺いたい。

○知念秀明 委員 この場で決定するのか。

○宮城克 委員長 そのとおりである。

○知念秀明 委員 事前に会派で調整した上で決定する流れがよいと考える。

○議会事務局 ご意見のとおりと考える。しかし、今回は明日も一般質問日程が続く中、急ぎでご回答いただきたいことからご理解願いたい。

○石川慶 委員 説明の中の「軽易な場合」がよく分からない。過去の事例はいかがか。

○議会事務局 過去の事例で、丁目等場所を示す表現の誤りについて、議員自身が質問の中で訂正とお詫びをしたケースがあった。

○岸本一徳 委員 誤りは当局が一般質問の内容を聞き取る段階で判明する。本員の場合は、自身で判断して取り下げたことがある。議長の判断でよいか、議運に諮るべきかを決めたい。

○議会事務局 さきほど石川委員から確認のあった「軽易な場合」の考え方は、一目見て誤り、勘違いと分かるものとし、事務局内及び議長への確認で判断できないものは議運協議と考えている。

○山城康弘 委員 今回事務局より提案があるのは、時系列でいうと通告書提出から議場での発言の間のどの時点での誤り発覚を想定しているのか。また、路線の数字違いのケースと、「延長保育」「一時保育」の違いは話が別と考える。

○議会事務局 議員と当局の間での一般質問内容確認の段階で発覚した場合、すぐに事務局へ報告いただきたい。

○山城康弘 委員 その段階で発覚したら、当局から事務局へ報告し議長へ確認する流れがよい。事前に判断できる対策を検討し、議場で発言中に対応することはなくしていただきたい。

○岸本一徳 委員 本員も今回のケースで、質問途中での指摘は混乱するため避け、また次の質問議員も議運委員長であったことから、事務局へ伝え、改めて対応となった。

○議会事務局 事務局としても議場での対応は避けたいため、予め当局より事務局へ連絡する体制をつくりたい。

○山城康弘 委員 議会事務局の職員では、内容の誤りまで判断するのは厳しいと思われる。当局が聞き取りの段階で気づいた際に事務局へ報告するしくみがよい。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 43 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 45 分)

---

○宮城克 委員長 通告後に一般質問の趣旨等が変わることは認められないが、一般質問通告項目に「修正」等の変更が生じた場合は、必ず事務局へ報告し、議長許可を得ることとする。

その際、議長は、正誤などの軽易なものは、議長判断で許可し、それ以外のものは、議会運営委員会で協議することで進めてよろしいか。

(「持ち帰り検討」という者あり)

○宮城克 委員長 本件は、各会派へ持ち帰り検討することとし、改めて協議する。

### 【協議結果】

本件は継続して協議する。

---

### 【協議事項】

その他（議員提案の意見書提出について）

○宮城克 委員長 宮城優議員より報告事項の申入れがある。説明をお願いしたい。

○宮城優 委員 2 件の意見書案を本会議へ議員提案として提出することを報告する。

○宮城克 委員長 本件は議事日程としては、定例会最終日に上程することでよい。

○石川慶 委員 議員提案のルールは、いつまでに提出することになっているのか。

○議会事務局 提出期限の明文化はされていないが、準備等もあるためできるだけ 1 日前、2 日前をお願いしたい。議員の権限を制限しないようお願いである。

○岸本一徳 委員 提案議員はどなたか伺う。

○宮城優 委員 2 件ともプリティ宮城ちえ議員である。

○平安座武志 委員 本件が可決となるのは何名が賛成した場合か。

○議会事務局 本会議は、議場に定数の半数以上、つまり、議長含め 13 名以上出席が必要である。可決となるのは、出席議員の過半数である。

○呉屋等 議長 さきほど、意見書の提出期限の決まりがないとのことであったが、討論の通告期限が前日の 2 時までと決まったため、意見書提出期限は前々日にすることを決めた方がよいと考える。討論を行う意思表示のため必要である。

○議会事務局 この場で決定したのち、明文化も検討したい。

○宮城克 委員長 提出期限は 2 日前までとしてよろしいですね。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 そのように進めます。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後 4 時 13 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 4 時 15 分）

---

#### 【協議結果】

議員提案による意見書の提出期限は、採決の 2 日前とすることに決定した。

---

#### 【協議事項】

その他（議場への持ち込みについて（タブレット・P C、ひざ掛け））

○議会事務局 本件について、会議に必要なもの以外のものは、原則議長許可が必要となることを改めて周知方お願いしたい。

○宮城克 委員長 本件についてはよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 ほかになければ終わりたいがよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

---

○宮城克 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後 4 時 17 分）